

(仮称) 川西市手話言語条例(案) 要綱への意見提出手続を実施します

川西市では、このたび、「(仮称) 川西市手話言語条例」を制定するに当たり、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年川西市条例第16号)第9条の規定に基づき、この条例(案)要綱に対する市民の皆様からの意見を募集します。

本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、社会的障壁によって分け隔てられることなく、全ての人が互いに尊重し、支え合う地域共生社会の実現に寄与することを目的とするものです。

I 募集期間

令和3年12月1日(水)から令和4年1月7日(金)まで

II 案の公表方法

- ① 障害福祉課(本庁舎1階14番窓口)、市政情報コーナー(本庁舎2階)、大和行政センター及び市内各公民館(川西南公民館、川西公民館、明峰公民館、多田公民館、緑台公民館、けやき坂公民館、清和台公民館、東谷公民館、北陵公民館、黒川公民館)、各コミュニティセンター(牧の台会館、多田東会館、加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館)、アステ市民プラザ、中央図書館、パレットかわにしで公表
- ② 川西市ホームページ(<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/>)の「パブリック・コメント」のページに掲載



III 意見の提出方法

書式は自由です。案件名、氏名、住所(川西市以外にお住まいの方については、在勤、在学、利害関係人のいずれに該当するか。)、年齢を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 郵送 : 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所障害福祉課あて
- ② ファクス : 072-740-1311
- ③ 電子メール : kawa0149@city.kawanishi.lg.jp
- ④ 市ホームページ等 : 「意見提出専用フォーム」から意見を提出
(https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/cgi-bin/enq/formcms/fc_form.cgi?g=220&m=p)

IV その他

お寄せいただいたご意見は、市の検討結果とともに公表します。ただし、氏名等の個人情報は公表しません。

なお、電話での意見の受付や、意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

- V お問い合わせ先** 川西市役所 障害福祉課 ☎ 072-740-1178
FAX 072-740-1311